

建第872号
令和7年1月28日
(公印省略)

鹿児島県鉄筋業組合 御中

鹿児島県土木部建築課長

建築物の基礎配筋における補強筋の緊結について（お知らせ）

平素より、本県の住宅・建築行政の推進に御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、建築基準法では、原則、全ての建築物を対象に、法基準の適合性を審査・検査するため、工事着手前の建築確認（同法第6条）や工事完了後の完了検査等（同法第7条）の手続きを定めています。

これまで、都市計画区域等の区域内の2階建て以下かつ延べ面積500㎡以下の木造建築物等で建築士が設計・工事監理を行った場合は、建築確認・検査時に構造安全性の基準（基礎配筋の基準も含まれます）など一部の規定の審査・検査が省略される特例制度（いわゆる「4号特例」）が設けられていました。また、都市計画区域等の区域外においては、同建築物は建築確認・検査の対象ではありませんでした。

令和7年4月1日以降は、改正建築基準法の施行により、審査・検査の特例制度の対象が縮小され、2階建ての木造一戸建て住宅等については、適用される全ての規定について審査・検査を行うこととなります。また、都市計画区域等の区域外において、これらの建築等を行う場合にあっては建築確認・検査の対象となります。

具体的には、審査・検査の特例制度の対象が、平屋建てかつ延べ面積200㎡以下に縮小され、2階建ての木造一戸建て住宅等では、審査・検査が省略されていた構造関係規定等について、立地に関わりなく審査・検査が必要となります。

構造関係規定のうち、布基礎、べた基礎については、「平成12年建設省告示第1347号」において「立上り部分の主筋（上端と下部の底盤）を補強筋と緊結しなければならない」と定め、当該部分は、別添のとおり「フック付きの鉄筋か、フック付きと同等以上の性能を有している住宅用ユニット鉄筋等を用いることが必要」となっています。

つきましては、貴組合におかれまして、建築物の基礎の配筋施工の際、適法な施工となるよう、貴組合員の皆様及び鉄筋施工業に携わる関係の皆様にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、完了検査の際は、基礎配筋の状況について写真の提示を求めることとなりますので、事前に工事監理者又は工事施工者とも連絡を取り合うなど重ねて御協力をよろしく願います。

【問合せ先】 鹿児島県土木部建築課計画指導係 TEL:099-286-3710
又は、県の各地域振興局土木建築課又は各支庁建設課
鹿児島市、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市内においては、各市の建築担当窓口

(別添)

添付資料は、国土交通省HP「資料ライブラリー」に掲載されている「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル」から抜粋した資料になります。

表紙が、以下のような資料です



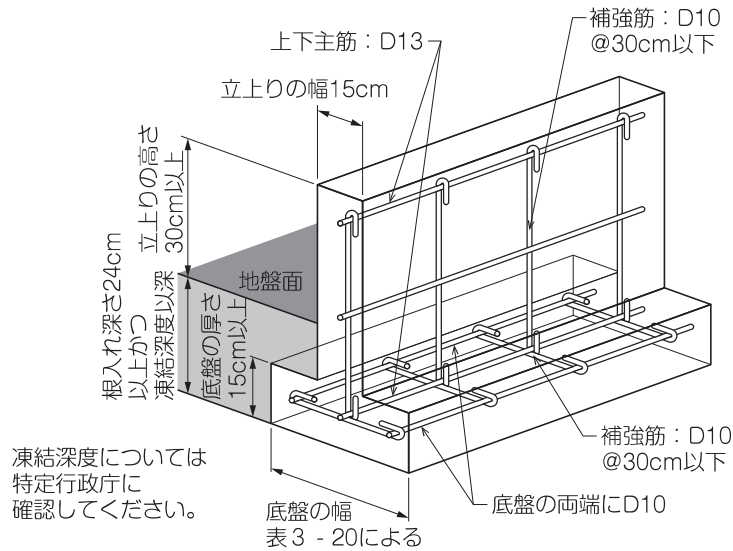


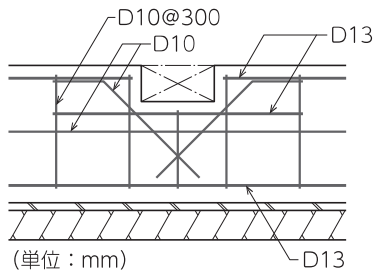
図 3 - 33 布基礎の仕様例

表 3 - 20 底盤の最小幅

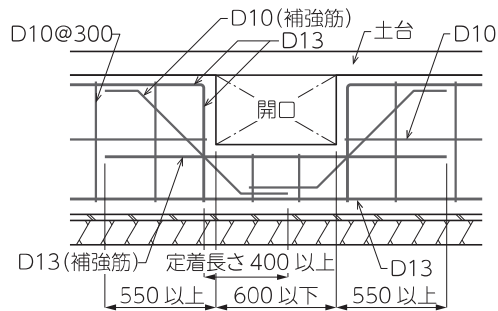
立上り及び底盤の補強筋は、フック付きの鉄筋か、フック付きと同等以上の性能を有している住宅用ユニット鉄筋等を用いることが必要です。また、鉄筋のかぶり厚さや定着長さに配慮しましょう。

地耐力 (地盤の長期許容応力度：kN/m ²)	平屋建て (cm)	2階建て (cm)
30 ≤ 地耐力 < 50	30	45
50 ≤ 地耐力 < 70	24	36
70 ≤ 地耐力	18	24

換気口や人通口まわりの補強例については、図3-34、3-35を参照してください。



注) 換気口まわりは、D13の横筋とD10斜め筋により補強する。
D13横筋の長さは、500mm + 換気口の幅の長さ + 500mmとする。
D10斜め筋の長さは、 $2 \times 400\text{mm} = 800\text{mm}$ 以上とする。
(コンクリートの呼び強度 24N/mm²の場合)。



- 注1) 人通口まわりは、D13横筋とD10斜め筋により補強する。
- 2) 補強用D13横筋の長さは、550mm + 人通口の幅の長さ + 550mm以上とする。
- 3) 補強用D10斜め筋の定着長さは、400mm以上とする。
- 4) 人通口の幅は600mm以下とし、設置位置は柱間隔が1.82m以下の下部で、かつ柱から近い方の人通口端部までの距離が300mm以内とする。
- 5) 柱間隔が1.82mを超える下部に設ける場合は、構造計算を行い適切な補強を行う。
- 6) 補強用D10斜め筋の定着長さを400mm以上確保する代わりに、通し筋としてもよい。

図 3 - 34 換気口まわりの補強例

図 3 - 35 人通口まわりの補強例

④べた基礎とする場合の仕様

べた基礎とする場合は、以下の仕様とします。

[平12建告第1347号]

- ・ 一体の鉄筋コンクリートとする。
- ・ 土台の下には、連続した立上り部分を設ける。
- ・ 立上り部分の高さは地上部分で30cm以上、立上り部分の厚さは12cm以上、底盤の厚さは12cm以上。
- ・ 根入れ深さは、12cm以上かつ凍結深度以深（基礎の底部が密実で良好な地盤に達して雨水等の影響を受けるおそれのない場合を除く）。
- ・ 立上り部分の主筋として、径12mm以上の異形鉄筋を、立上り部分の上端及び立上り部分の下部の底盤にそれぞれ1本以上配置し、かつ、補強筋と緊結。
- ・ 立上り部分の補強筋として径9mm以上の鉄筋を30cm以下の間隔で配置。
- ・ 底盤の補強筋として径9mm以上の鉄筋を縦横に30cm以下の間隔で配置。
- ・ 換気口を設ける場合は、その周辺に径9mm以上の補強筋を配置して補強。

なお、基礎の構造計算を行う場合は、上記の仕様とする必要はありません。

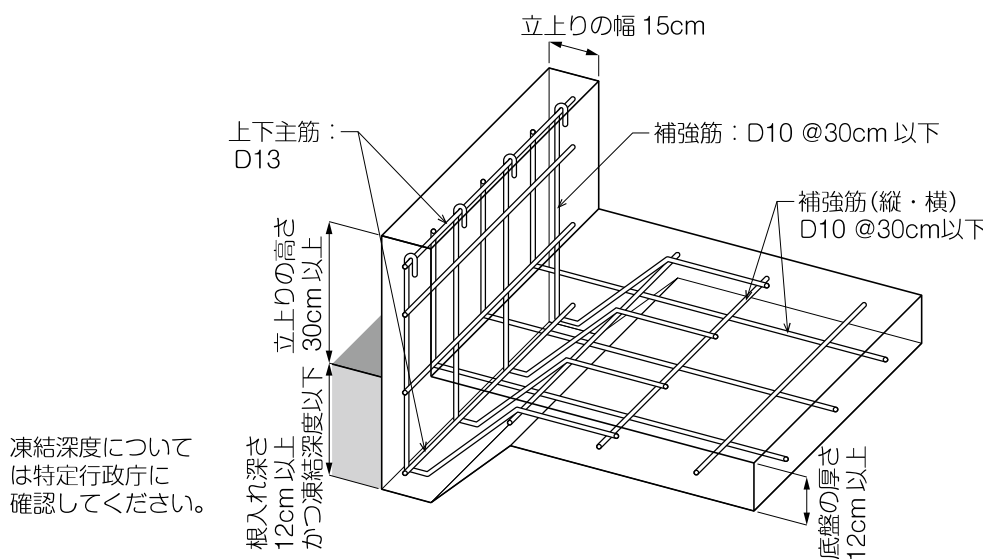


図 3-36 べた基礎の仕様例

立上り及び底盤の補強筋はフック付きの鉄筋か、フック付きと同等以上の性能を有している住宅用ユニット鉄筋等を用いることが必要です。

また、鉄筋のかぶり厚さや定着長さに配慮しましょう。

換気口や人通口まわりの補強例については、P.118を参照してください。

2. 確認申請図書の作成について

(1) 構造関係規定について

Q 2-1

べた基礎及び布基礎の鉄筋の緊結方法は、フック付の鉄筋の他にどのようなものがありますか。

鉄筋の緊結方法には、第三者認証等を取得した性能保証型スポット溶接による方法や、工場で特殊スポット溶接により結合されたユニット鉄筋を用いる方法などがあります。

Q 2-2

べた基礎の場合で、ポーチなど土台がない箇所に、基礎の立上りは連続して設ける必要がありますか。

ポーチ、車庫の出入口などの土台がない箇所については、立上りを設ける必要はありません。

Q 2-3

玄関ポーチや小庇などに独立柱を設けた際に、柱下が独立基礎となる場合、異種基礎となりますか。

独立柱や非耐力壁が取り付く柱など、柱が水平抵抗要素でない場合は、異種基礎とはなりません。ただし、建物本体の基礎から独立して設けられる基礎は、構造安全性の確認（接地圧の検討等）が必要です。また、独立基礎の計算内容は、小規模建築物基礎設計指針 6.7節 独立基礎を参考にできます。（簡易設計用図表を使用した検討も掲載されています。）

Q 2-4

筋かい耐力壁、面材耐力壁の幅の最小値はありますか。

建築基準法上は耐力壁の幅に関する規定はありません。『木造軸組工法住宅の許容応力度設計（2017年版）』では、筋かい耐力壁の幅は90cm以上、面材耐力壁の幅は60cm以上と記載されています。